平成２４年（フ）第１７３３号
大阪市淀川区西中島６丁目11番25号
破産者　株式会社テコット（旧商号株式会社アイ・テック）
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１２３号
大阪市中央区備後町２丁目５番８号綿業会館５階
破産者　株式会社クロシモ
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３７０号
大阪府東大阪市若江西新町４丁目８番34号
破産者　銑熔鋳造株式会社
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６３７号
大阪府枚方市長尾家具町４丁目14番地の20
破産者　有限会社ユニ・スケール
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９４０号
大阪市中央区東心斎橋１丁目18番15号
破産者　ひぐち家株式会社
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９７８号
大阪市中央区南本町１丁目５番22号
破産者　田村正株式会社
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８４号
堺市美原区阿弥390番地９
破産者　加藤設備こと　加藤　博善(旧姓柏田)
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２６２号
兵庫県西宮市甲子園二番町２番41号
破産者　Ｒｙｏ　Ｉｎｔｅｒａｃｔ株式会社
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６１９号
兵庫県加古川市野口町水足123番地の15、商業登記簿上の本店所在地兵庫県加古川市野口町坂元565番地
破産者　森本鐵工株式会社
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６２０号
兵庫県加古川市野口町水足123番地の15
破産者　スチール工業株式会社
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３３５号
兵庫県加古川市平岡町山之上620番地１
破産者　株式会社日鉄ハウジング
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２１４号
奈良県大和郡山市泉原町51番地の１、商業登記簿上の本店所在地大阪市城東区東中浜９丁目７番24号
破産者　有限会社生和美術印刷
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１０９号
山口県宇部市南小羽山町１丁目６番15号
破産者　亡安部ヨシ子相続財産
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第６号
山口県美祢市大嶺町東分293番地の１
破産者　協同組合美祢ショッピングセンター
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１６１号
徳島市川内町富吉109番地６
破産者　有限会社スカイ
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１７号
北九州市戸畑区中原新町２番１号
破産者　株式会社アパッチ
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４３９号
北九州市八幡西区池田１丁目２番８号
破産者　有限会社潤滑油黒崎
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４６５号
福岡県遠賀郡遠賀町大字虫生津694番地の１
破産者　有限会社冨山工業
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０９号
青森県八戸市根城四丁目６番12号、住民票上の住所青森県三戸郡三戸町大字八日町37番地
破産者　下川　ヨシ
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１８９号
青森県三戸郡三戸町大字八日町12番地
破産者　松尾　和彦
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
秋田県仙北市角館町白岩前郷45番地
破産者　合資会社高商建設
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第４８号
新潟県長岡市小国町横沢245番地２
破産者　有限会社羽鳥重機
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第６４号
新潟県長岡市上除町1204番地10
破産者　有限会社アシーズ
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係